

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理 機構の平成21年度の業務実績の評価結果

平成22年8月20日
厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 平成21年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「施設整理機構」という。）は、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律第7条の規定による改正前の厚生年金保険法第79条又は同法第3条の規定による改正前の国民年金法第74条の施設及び健康保険法第150条第1項又は第2項の事業の用に供していた施設であって厚生労働大臣が定めるもの（以下「年金福祉施設等」という。）の譲渡又は廃止等の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もって厚生年金保険事業、国民年金事業及び全国健康保険協会が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資することを目的として、平成17年10月1日に新たに発足した独立行政法人である。

今年度の施設整理機構の業務実績の評価は、平成17年10月に厚生労働大臣が定めた中期目標（平成17年度～22年度）の第5年度（平成21年4月～22年3月）の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成20年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。）や「平成20年度における厚生労働省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」（平成21年12月9日同委員会。以下「2次意見」という。）等も踏まえ、評価を実施した。

施設整理機構は、年金資金等の損失を最小化するという考え方に立って、平成22年9月までの5年間に、全ての年金福祉施設等を譲渡又は廃止することを使命とし、譲渡に当たっては、価格は極力高く、かつ、全ての施設を譲渡するという、両立が極めて困難な2つの大きな使命（ミッション）を与えられている。

したがって、施設整理機構の評価に当たっては、

- ・ 中期目標期間の最終の事業年度（平成22年度）までに、全ての出資対象施設の譲渡又は廃止をする
- ・ 各年度にあっては、年度計画に定める譲渡予定対象施設の譲渡又は廃止をする
- ・ 年金資金等の損失を最小化する観点から、適正な譲渡価格を設定する

といった事項についての達成状況、具体的な取組方法、又はその取組における創意工夫を評価の基本とし、その上で、委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮及び地方公共団体との協議など、中期目標等に定める事項が適切に行われたかについて考慮した総合的な評価を実施することとした。

また、施設整理機構の設置目的を達成するに当たって、トップマネジメント機能が有効に発揮されたかについても評価した。

なお、当委員会では整理機構の目的である年金資金等の損失を最小化する観点での実績等の評価に当たっては、整理機構へ出資された施設の出資価格を一つのメルクマールとして評価を行った。

(2) 平成21年度業務実績全般の評価

平成21年度における譲渡業務の実績は、落札ベースで58施設124物件約81.4億円の売却額であり、計画比37.2億円のプラス、出資価格対比では99.8%の実績となっている。発足以来の実績は売却額2,144億円で、出資価格対比23.8億円のプラス、112.5%となっており、全施設の売却完了を待たずに出資価格総額を上回る売却額を確保している。平成21年度の売却実績が出資価格対比で100%をわずかに下回っているが、平成20年に起きたリーマンショック以降、不動産市況が低迷するなかにあつての市場環境を考慮すればこの数値を確保すること自体、大いに評価できるものと言える。これは事業価値、不動産調査の詳細等を提示したマーケティング活動や施設が立地する地域の情報収集及び地方公共団体から支援策を取り付けるなど資産価値向上のための取組を更に強化した結果の成果と認められ、大いに評価できる。

また、施設の事業継続については、前述のように事業価値、不動産調査の詳細及び買受希望者のマーケティング活動等の結果、施設譲渡時に事業を行っていた256施設のうち74%にあたる189施設について事業が継続されており、引き続き公共性に配慮した事業継続への取組みの成果は極めて大きいものと評価できる。

施設従業員の雇用についても、施設の事業継続を積極的に図ることにより、施設譲渡時に従業員がいた施設で雇用交渉が終了した244施設のうち73%にあたる178施設において雇用の継続が図られており、引き続き高い実績を上げている。

一方、譲渡業務を行うための経費については、必要最小限の経費の執行に努めたことや積極的な事業継続による譲渡を進めるなど、最適な販売形態に

向けた工夫・努力を行うとともに、人件費の削減を行いつつ、効率的な執行を徹底した結果、予算に対して9,411百万円、平成17年度比で26%（通常経費では36%）の節減が図られたことは大いに評価できる。

これらを踏まえると、第5事業年度に当たる平成21年度の業務実績については、平成20年のリーマンショック以降、低迷する不動産市況にある中にもかかわらず、施設整理機構の設立目的に沿って、適切に業務を遂行しつつ、独立行政法人設立の意義を十分に果たしているとともに、高い売却額と経費節減を大幅に実現した点はパフォーマンスとして非常に大きな成果であろう。

また、施設譲渡の過程で発生する様々なリスクに対する対応を始めとして、施設整理機構の業務運営において、トップマネジメント機能が有効に発揮されており、最終事業年度に向けて引き続き指導力を発揮した積極的な取組みを期待したい。

いずれにしても施設整理機構が5カ年の長期戦略の展望に立って、各年度の市場環境へも的確に対応し大きな成果を達成したことは、賞賛に値するものと言えよう。中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については、2のとおりである。個別項目に関する評価資料については、別添として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 効率的な業務運営体制の確立

社会保険病院・厚生年金病院（併設される老人保健施設及び看護専門学校を含む。以下「社会保険病院等」という。）の出資に伴い複雑かつ増加する施設資産の管理・保全業務の体制の充実を図るとともに、施設譲渡関連業務の進捗を踏まえ、施設整理機構内の業務体制を見直し、より効率的な体制の確立に努め大幅な人員削減を図った。

具体的には、社会保険病院等の運営及び管理に関する基本事項を担当するため、平成20年10月に企画部病院チームを設置し、平成21年3月に医療に関する専門知識を有する職員を病院チームへ追加配置し、さらに同8月には管理部に専任の管理部長を配置し管理部組織の充実を図る一方、譲渡業務の進捗を踏まえて施設部の二部体制を一部体制に統合するなど、組織管理体制の効率化及び強化を図った。また、社会保険病院等の新業務に不可欠なアドバイザーの採用など業務の外部委託も状況の変化にあわせて迅速に取り入れ、効率的かつ適切な人員配置を行い、大幅な人員削減を図りつつ、当機構の最大目標である全施設の売却を着実に進め、かつ、高い業績を実現して

いる点は独法の模範ともなるものであろう。

このように、施設整理機構の状況に応じ、機動的に効率的かつ適切な事務運用体制を確立したことは大いに評価できる。

(2) 業務管理の充実

物件のデータベースへの取り込みを確実にし業務運営に活用されており、併せて内部での打ち合わせや会議を適切に行い内部統制を徹底している。この結果、業務の進捗や業務管理の充実が図られるとともに、計画的な業務推進を実現しており大いに評価できる。

具体的には、社会保険病院等に関する情報をデータベースに取り込み、業務に活用した他、社会保険病院等の経営状況の把握と将来の経営管理手法の確立に向け、診療科別収支の把握に着手しており、その第一段階として厚生年金病院7病院について基礎的なモデルを開発する取り組みを行っているところであり、概ね完成の見込みとなっている。業務の進捗に関しては、幹部会などへ主たる業務の進捗状況を定期的に報告するほか、日常管理として理事長が主宰する原則毎朝開催の業務打合せにおいても適宜状況報告及び進捗管理が行われ内部統制が徹底されている。

さらに、状況に応じ適時適切に人的・組織的対応を図ることにより、潜在的なリスクへの事前対応、顕在化したリスクへの迅速な対応など、施設譲渡の過程で発生する様々なリスクに対して、的確に対応している。また、偽情報については、関係当局との連携体制の構築・強化や偽情報を取得後、迅速に当該情報内容をホームページに掲載するなど、周知徹底と被害の未然防止に万全を期していると認められる。このように、業務遂行上生じうる多様なリスクに対しても適切に対処しており、大いに評価できる。

(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減

一般管理費は平成17年度比26%（通常経費では36%）減、業務経費は積極的に事業継続による譲渡を進めた結果、大規模な削減を実現している。業務費に係る冗費の点検削減についても着実に進められているとともに、人員削減についても目標を達成し、人件費の削減を行いつつ、効率的な執行に努めた点は評価できる。

これは、契約の執行、審査体制が厳正に対応されていることと併せて、外部顧問も加えた全体的な体制が円滑に機能した結果と言えよう。

(4) 各施設の経営状況等の把握

事業調査、不動産調査結果のデータベースへの集約などにより、マーケティング資料を整備し、買受希望者へ適切な資料提供を行うとともに、地方自治体からの支援策の取り付け等、付加価値の向上に努力しており、様々な創意工夫が見られ、大いに評価できる。

(5) 施設整理機構の業務内容に関する地方公共団体への説明

譲渡価格の引き上げ、雇用の確保等の観点から地方公共団体からの支援策の取り付けが重要なポイントであるとの判断に基づき、理事長自ら地方公共団体のトップと面談の上、支援策を要請しており、これまで53施設について支援策を得ている。また、46施設については地方公共団体の意向に沿った用途となっており、大いに評価できる。

(6) 年金福祉施設等の譲渡又は廃止

平成21年度における譲渡業務の実績は、落札ベースで58施設124物件約814億円の売却額であり、計画比372億円のプラス、出資価格対比では99.8%の実績となっている。発足以来の実績は売却額2,144億円で、出資価格対比238億円のプラス、112.5%となっており、全施設の売却完了を待たずに出資価格総額を上回る売却額を確保している。平成21年度の売却実績が出資価格対比で99.8%と100%をわずかに下回っているが、平成20年に起きたリーマンショック以降、不動産市況が低迷するなかにあつての市場環境を考慮すれば、大きな評価に値するものと言える。これは事業価値、不動産調査の詳細等を提示したマーケティング活動や施設が立地する地域の情報収集及び地方公共団体から支援策を取り付けるなど資産価値向上のため総合的かつ積極的に取り組んだ結果であり、今後、他の類似の団体においても参考とすべき好例と言え、大いに評価できる。

施設従業員の雇用については、事業を継続した譲渡及び雇用継続の取組により、施設整理機構に課せられた使命である高い価格での譲渡を果たしつつ、譲渡時点で従業員がいた施設で雇用交渉が終了した256施設のうち74%にあたる189施設について雇用が継続されており、引き続き公共性に配慮した事業継続の取組の成果は極めて大きいものと評価できる。

また、中心的な機能を維持することが譲渡条件となっている健康管理センター等の施設については、5年間それぞれの機能を維持することを条件とし

た譲渡が行われており、中期目標で定められた譲渡条件や事業スキームのもとで、適切に譲渡されたことは大いに評価できる。

なお、施設の譲渡に伴って44の公益法人が解散又は解散予定となっていることは特筆すべき評価に値するものと言えよう。

(7) 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全

譲渡するまでの間、年金福祉施設等の資産価値の維持改善、効率的な経営及び効果的な運営を行う必要があることから、従来、公共施設の譲渡においては行われていない経営改善可能性情報、不動産支障の解決、劣化機能の改善など、各種の対策を幅広く実施している。

特に、社会保険病院等については、各病院の財務状況及び建物の老朽度から必要な機能維持整備が行われていない16病院を選定し、アドバイザーを活用して各病院の老朽度などの状況を適切に把握し、施設整理機構の負担で必要最小限の整備を行うなど、資産価値や機能の保全を行うとともに、地域医療の充実に向けた適切な対応を図るなど高く評価できる。

(8) 買受需要の把握及び開拓

平成20年後半から不動産市況の低迷が続き、開発を目的としたデベロッパーの入札参加が見込めない厳しい経済環境の下、自らマーケティングを着実にいき、施設毎に市場実態を把握しつつ、入札者の増加を図る工夫、努力を最大限行ってきている。当初の譲渡計画達成の目途がついた現状は需要の把握と開拓が十分かつ適切に行われた結果である。また、売却困難な地方や赤字の施設から着手する方針としたことは、市況判断からも適切であり、理事長の采配をはじめとした組織の総合力が活かされている。

このような取組の結果、平成21年度の成約率については、90%と高い水準を維持しており、全体として適切なマーケティング活動等の成果が現れており、大いに評価できる。

いずれにしても施設整理機構が長期戦略の展望に立ち、5カ年の前半に譲渡し難く、かつ、赤字基調の地方の施設から譲渡を開始し、計画の後半に都市部の大型会館を譲渡する計画としたことや、併せて各年度の市場環境へも的確に対応したことなどのトップマネジメント機能は、これまでの各事業年度において高い実績を生み出させるとともに、全施設売却の目途を立てさせるに至らせたものであり、賞賛に値する。

(9) 情報の提供

施設整理機構の運営状況等に関する情報については、透明性の確保に努め、最低売却価格の原則全件開示など、適切な情報開示を引き続き行っている。

また、適宜ホームページの改定を行うなど利用者の利便性の向上を図るとともに、業務実績についても、プレスリリースを行うとともに、内容をホームページ上に掲示し、情報の提供を行っており、高く評価できる。

(10) 財務内容の改善に関する事項

予算、収支計画及び資金計画については、経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算による運営が適切に行われている。

決算報告における収益の部は予算比193億円プラスの559億円、費用の部は予算比486億円マイナスの295億円となり、結果、総利益は263億円となり、予算比588億円のプラスとなっている。

これは、施設譲渡により生じた収入が、予算442億円に対して実績514億円で予算対比72億円プラスと大幅に上回ったこと、及び経費節減を図ったことにより総利益は263億円と予算を588億円上回ったものである。

予算差異はあるものの、収入増、経費節減を図った結果であり、厳しい事業環境の下、大いに評価できる。

(11) その他業務運営に関する事項

人事については、職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施するため、譲渡専門職員については、民間に準じ成果主義に基づく実績評価を、一般職員については、国家公務員に準じた実績評価と能力評価による評価制度を導入し、適切な評価が行われている。社会保険病院等の管理・譲渡業務等が増加・複雑化する中、効率的な体制の確立に努め、人員の削減を図る一方、成果主義の導入など職員のインセンティブ向上を図っている点は高く評価できる。

平成20年度分に係る国庫納付金については、予算比50億円プラスの486億円の納付を確定し、決算終了後、平成21年9月に速やかに納付を完了した。また、平成21年度分についても、適切に納付額の確定を行い、決算終了後できるだけ速やかに納付することとしている。なお、国庫納付金の算定に当たっては平成22年度収入（5月末まで）の状況を加味し、平成22年度予算比376億円（73%）の増を予定しており、国庫納付は適切に行われている。

外部の有識者からなる譲渡業務諮問委員会については、社会保険病院等の出資に伴い、2名の委員を増員して、社会保険病院等の運営・管理についても審議が行われており、活発な議論が行われ、極めて有効に機能している。

また、諮問委員会における議論や意見が業務運営に有効に寄与している点も評価できる。

施設整理機構の保有する個人情報については、適切に保護・管理されていると認められ、引き続き適切な保護・管理を期待したい。

平成22年1月に新たに出資された終身利用型老人ホームの譲渡については、出資時点の入居者が将来にわたって生活することに配慮し、入居契約の承継、入居一時金の保全や税制面での工夫などきめ細かい対応を行った。これまでの譲渡実績や経験、ノウハウがフルに活かされ、施設整理機構が持つ対応力が発揮された好例であり、結果、譲渡の目途を立てたことは大いに評価できる。

(12) その他業務運営に関する措置について

①財務状況について

予算、収支計画及び資金計画については、経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算による運営が適切に行われている。

決算報告における収益の部は予算比193億円プラスの559億円、費用の部は予算比486億円マイナスの295億円となり、結果、総利益は263億円となり、予算比588億円のプラスとなっている。

これは、施設譲渡により生じた収入が、予算442億円に対して実績514億円で予算対比72億円プラスと大幅に上回ったこと、及び経費節減を図ったことにより総利益は263億円と予算を588億円上回ったものである。

予算差異はあるものの、収入増、経費節減を図った結果であり、目的達成のために尽力しており大いに評価できる。

②保有資産の管理・運用等

アドバイザーを活用して各社会保険病院の老朽度などの状況を適切に把握し、施設整理機構の負担で必要最小限の整備を行い、資産価値や機能の保全を行うとともに、地域医療の充実に向けた対応を進めており、高く評価できる。

③組織体制・人件費管理について

役員（理事長）の報酬等については、特別手当について業績評価による算定を導入するとともに、厚生労働事務次官の報酬額の範囲内となるように努めている。

職員の給与については、対国家公務員ラスパイレス指数が全国水準で110、地域・学歴勘案では99.8で100を下回るところとなっており、引き続き国の給与改正に準じた給与の見直しを行い、引き続き適正な給与水準の維持に努めるよう期待する。

また、「行政改革の重要方針」による人員削減の取り組みについては、施設整理機構は、平成17年度末の人員である36名ではなく、施設整理機構の業務が本格化した41名を基準として評価が行われるべきという、主張を従来から行っており、この施設整理機構側の主張・説明は十分に理解できるものであったが、社会保険病院の出資など業務量が増加する中において、組織管理体制の強化を図るとともに、業務の外部委託を効率的に取り入れ、かつ、効率的な人員配置に併せて平成20年度末39名に対して、34名へと大幅な人員削減を図った点は大いに評価できる。

④事業費の冗費の点検

一般管理費は平成17年度比26%（通常経費では36%）減、業務経費は積極的に事業継続による譲渡を進めた結果、大規模な削減を実現している。

業務費に係る冗費の点検削減についても着実に進めてられているとともに、人員削減についても目標を達成しつつ、人件費の削減やその他厳正な契約の執行、外部顧問を加えた全体的な体制も円滑に機能させ、効率的な執行に努めた点は大いに評価できる。

⑤契約

施設整理機構における一般競争入札は国と同様の措置（基準）がされており、契約の執行に当たっては、契約事務に精通した外部顧問に審査・指導を受けるとともに、契約に係る全ての決済文書を監事へも回付するなど、厳正な審査体制を構築している。さらに平成22年度からは「調達適正化について（依頼）」（平成22年4月6日厚生労働大臣通知）に基づき契約担当の外部顧問を加えた第三者による審査機関を設置し、厳格な審査体制で臨んでいる。

従来の審査体制に加え、大臣通知に基づき速やかに第三者による審査体制を構築し契約事務を執行している点は大いに評価できる。

⑥内部統制について

役職員の職務執行の在り方を始めとする内部統制及び財務報告の信頼性の確保について、外部の会計監査人による監査及び監事による監査のほか、監事に幹部会や役員会などの定例会議への出席を要請し、業務執行の適正性に関し逐次意見を聴取している。

また、職員の人事評価制度については、業務遂行を促すための業務実績評価と能力発揮を促す能力評価で構成しており、昇給や勤勉手当に反映している。

さらに、役員の人件評価については、施設整理機構の業務実績を評価の対象とし、独立行政法人評価委員会の評価結果と、半期ごとの売却実績の総合結果により評価し、期末手当に反映している。

以上により適切に対応しているものと認められる。

⑦事務・事業の見直し等

施設整理機構設立当初から全職員が参加する毎朝の業務打合せにおいて、様々な問題点等について全員で議論し、理事長により方策決定がなされ、また、業務の重要方針についても、毎月の幹部会・役員会を経た上で決定する仕組みとなっており、引き続き円滑な業務運営を行っているものと認められる。